

令和5年度経済産業省調達改善計画の年度末自己評価（概要）

（対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）

令和6年7月
経済産業省

1. 競争性の確保

(1) 一者応札の改善

- 平成24年9月、「一般競争入札における一者応札問題の改善策（以下、「改善策」）」を策定・実施。
- 入札前の自己チェックや政策調整官等による事後チェック等の継続により、令和4年度に一者応札であった事業であって令和5年度にも実施した192事業のうち51事業が複数者応札となった（そのうち、令和4年度に高落札率であった100事業のうち、27事業が複数者応札となった）。引き続き、企画競争における一者応募もチェックプロセスの対象とし、競争性を確保した調達とするよう努めた。
- 上記のような改善が見られ、令和5年度の一者応札割合も30.8%と目標を達成しているが、引き続き改善に努める必要がある。

<目標：平成23年度（41.8%）比10%削減 等>

年度	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy
一者応札比率	41.8%	40.4%	39.2%	36.4%	36.2%	31.0%	25.5%
年度	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy	
一者応札比率	28.6%	36.1%	27.4%	31.2%	32.4%	30.8%	

【今後の取組】

- 「改善策」も含めた以下の取組を引き続き実施する。
 - (1) 入札前、開札後の一者応札回避のためのチェックプロセスの徹底。
 - (2) 類似案件の調達を実施する際の参考となるよう、仕様書の内容や落札者情報の省内共有。
 - (3) 公認会計士、弁護士等の有識者から構成される「調達等の在り方に関する検討会」の提言を踏まえた調達情報の公開や事業者への情報提供を実施。

(2) 適切な随意契約の締結

- 形式的な競争入札により一者応札になってしまう事例を防ぐため、入札可能性調査を積極的に

導入し、令和 5 年度は 73 事業で実施した。

- 隨意契約による調達価格の適正化に向け、平成 27 年度から、競争性のない随意契約及び入札可能性調査を経て締結された随意契約について「調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成」等を実施。

＜入札可能性調査による契約件数の推移＞

年度	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy
件数	42	47	60	64	65	57	71	85	69	73

【今後の取組】

- 同一者による一者応札が長期間続いている事業について、事業の分割や入札可能性調査の実施を検討する。
- 隨意契約による調達価格の算定に際してその適正を確保するため、「価格の妥当性評価チェックリスト」を活用する。

2. 厅費類の調達

(1) 共同調達 <目標：品目拡大等>

- 事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省・財務省・農水省と事務用消耗品等の 10 品目において共同調達を実施し、スケールメリットによる効果を確認。
- 事務用消耗品の単価平均は令和 5 年度に 210 円と、共同調達前の平成 20 年度から約 32.2% 減少（定価変動を考慮した上で比較）。

【今後の取組】

- 引き続き、本省・外局において使用する備品等の共同調達を実施するとともに、ペーパーレス化を進めながら、事務の省力化やコスト削減を図る。

(2) インターネット調達 <実施部局の拡大>

- 平成 25 年 2 月から、簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とする「インターネット取引（クレジットカード活用）」による調達を本省において開始。平成 29 年度から取組を外局及び地方局に拡大。
- 令和 5 年度はインターネット調達を 271 件実施。品目によってはポイントにより購入することにより、さらに調達コストを低減することができた。

ネット調達の実績推移

年度	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy
件数	5	13	33	40	100	133	310	328	188	284	271

【今後の取組】

- クレジットカードのポイントを活用した購入を拡大するなど、引き続き、インターネット調達を通じたコスト低減を図る。

(3) オープンカウンター方式 <目標：競争性、公平性の確保>

- 物品調達等に係る見積合わせにおいて、競争性・公平性の確保を図る観点から、オープンカウンター方式を実施。
- 令和5年度はオープンカウンター方式による調達を経産省全体で623件実施。なお、本省においては平均の仕様書受領者数が1案件当たり15者（令和4年度：16者）、平均の見積書提出者数が1案件当たり5者（令和4年度：5者）と、予算決算及び会計令において見積書の最少徴取者数とされている2者を大きく上回った。

【今後の取組】

- 引き続き、競争性・公平性の確保を図る観点から、オープンカウンター方式での調達実施を進める。

3. 情報システム関係経費 <目標：競争性及びサービスの質確保 等>

- 一定規模^(※)以上の情報システムの調達において、省内外の専門家や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行い、民間ノウハウ・知見を反映。
(※) 政府調達に関するルールに基づき80万SDR。
- ソフトウェアの改修を事業者に依頼する際、事業者から改修に係る規模の見積もりを提出させ、これまでの調達から蓄積した情報等を参考にしつつ、改修規模に応じた金額となっているか確認。令和5年度は一定規模以上の情報システム調達32件について省内外専門家の助言を活用。その他、省外の専門家の助言や蓄積された調達情報を参考とすること等により、競争性の高い要求仕様とするよう努めた。
- 特に高度な技術力が求められる案件について、技術力を適切に評価した調達が行えるよう、総合評価落札方式における「価格点：技術点」の比率を「1：3」とした調達を2件実施。

【今後の取組】

- 省内外の専門家や他省庁のシステム担当者等との情報交換を積極的に行い、情報システム関係経費に係る情報を蓄積・共有することにより、引き続き、適切かつ競争性のある調達を行うための

取組を進める。

4. その他の取組

- 調達事業の執行の透明性、公正性の向上等に向け、「調達等の在り方に関する検討会」においてとりまとめられた報告書（令和3年1月）を踏まえて策定したルールの内容に沿った調達プロセスを実施している。また、電気・ガス価格激変緩和対策事業の事務局選定に関する国会審議等を踏まえ、経済産業省契約等評価監視委員会を開催し（令和5年6月）、同委員会での指摘事項を踏まえて大規模な補助事業等の執行について更なるルールの見直しを行った（令和5年10月）。
- 確定検査や予算・会計制度について、その適切な執行の中心的担い手となる会計業務担当職員、予算執行職員、新任管理職、各局筆頭補佐等に対する研修を実施した。
- 予算執行上の注意事項や有用な情報を事務連絡等やチャットツール等により適時配信。

重点的な取組、共通的な取組

重点的な取組 共通的 な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定期間	令和5年度年度末自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)			実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
								難易度	取組の開始年度	実施した取組内容					
○	一者応札改善のための取組	○①入札前の自己チェック(前年度一者応札)、②契約前の自己チェック(一者応札、高落札率)、③事後の第三者チェック(一者応札、高落札率、同一者連続等)を主な内容とした「一般競争入札における一者応札問題の改善策について」について引き続き徹底する。	一者応札を改善する意義、これまでの取組を分析した結果、本取組を通じて改善が調達改善において重要であるため。	A+	H24	一者応札比率を改善し、契約の効率化に努める。 継続的に取り組む	A+	H24	・24年9月に「一般競争入札における一者応札問題の改善策」を新たに策定し、同年10月から実施を開始。【対象は全部局】 ・令和5年度も引き続き、以下のチェックプロセス等を実施。【全部局令和5年度入札等案件278件が対象】 ①入札前の自己チェック 一令和4年に一者応札で令和5年度に実施した192件を対象に、入札公告前に、セルフチェックリストによる改善策の実施状況等を課題名が確認 ②開札後・契約前の妥当性等チェック 一開札の結果、一者応札かつ高落札率となつた159件を対象に、入札手続等の妥当性等を各部局の政策調整室等(各部局の筆頭課長)。以下同。)が確認 ・特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定の者だけでは言い切れないものについては、形式的な競争入札を行うことを不要とする仕組み(公募(入札可能性調査))への移行を促した。	A	・入札案件(不落・不調随意契約を除く)1106件のうち、一者応札は341件。一者応札比率は30.8%。【平成23年度比11.0%改善】	-	R5年度	・前年度一者応札であった事業については、本取組により着実に改善が見られている。 ・平成23年度比で改善しており、一者応札比率が目標値比(31.8)▲1.0%となっている。	引き続き、本取組を実施。
○	公募(入札可能性調査)の実施及び調達価格の妥当性評価の推進	○公募(入札可能性調査)の要件について複数の条件により実施可能な事業者が限定される場合も対象に、公募(入札可能性調査)を引き続き実施する。 ○競争性のない随意契約(緊急随契等を除く)及び公募(入札可能性調査)を経て特定の者と締結された随意契約について、i)調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成、ii)外部アドバイザーによる評価(一定額以上でのもの)、iii)価格検証結果及びペストライナリティ等の組織的共有等を実施する取組について、引き続き実施。	一者応札改善のためには事实上競争が働いていないと考えられる入札案件については随意契約への移行し、価格の妥当性評価を実施する取組を適切に実施するため	A+	H25	競争性のない随意契約及び公募(入札可能性調査)を実施する案件については随意契約への移行し、価格の妥当性評価を実施する必要があるため	継続的に取り組む	A+	H25	・26年2月に策定した公募(入札可能性調査)の実施手続をまとめた会計課通達に基づき、公募(入札可能性調査)を実施し、特定のものだけが当該事業を実施得ることが確認された73件についてその者と随意契約を締結した。 ・また、職員研修等において、本制度の概要・手続等を再周知した。	B	・本業競争に適さないと考えられる事業について、形式的な競争入札が不要となり、個別に価格交渉が可能となることで、より良い調達の実現が可能となる。	R5年度	・適切な調達価格の形成にあつては、前述の価格交渉に係る取組を踏まえた検討が必要。 ・チェックリストの確認項目や事業者との具体的な調整の手法など、実際の取組事例を検証し、改善点を検討する必要がある。	
○	調達に関する公平性・透明性確保のための取組	○一定規模以上の事業の調達については、「調達等の在り方に関する検討会」を通して策定した新たな調達ルールに沿った公平性・透明性を確保したこと。	一定規模以上の事業に対する公平性・透明性の確保が重要であるため。	A+	R2	一定規模以上の事業に対する公平性・透明性の確保を適切に実施する。	継続的に取り組む	A+	R2	・一定規模以上の事業に対する公平性・透明性の確保を適切に実施する。 事業費10億円以上 又は事務局経費1億円以上	B	・各事業について、対外的に広く情報共有することで、公平性・透明性を確保した事業執行を実施することが出来た。	R5年度	・引き続き、本取組を実施。	
○	情報システム調達の改善	○情報システム調達については、事業内容に応じた適切な契約方法等を検討する。 ○予定価格が80万SDR以上となる情報システム調達は、デジタル統括アドバイザー等から仕様など調達に関する助言を得て行う。必要に応じて、外部専門家を含む技術審査委員会や民間の調達支援業者等を活用するなど、引き続き、情報システムに係る規制等の情報を毎回入手し、蓄積する。これらのソリューションの改修依頼の際、事業者から改修の規格の見積りを提出され、蓄積した情報等を参考にしつつ、当該作業に係る金額の妥当性を確認する。 ○高度な技術力が求められる情報システム調達については、総合評価落札方式における「価格点・技術点」の比率を「1:3」とするなど、事業者の技術力を重視した評価を行った。	府費の契約金額の多くの割合を占める情報システムについて、重複的に取り組むため。	A	H24	情報システム調達の一者応札の防止、契約金額、手続きの合理化、効率化。	継続的に取り組む	A	H24	・他省庁の担当者と仕様等に関する情報交換を行った。 ・情報システム調達について、事業内容に応じた適切な契約方法を検討した。 ・予定価格が80万SDR以上となる情報システムの調達において、省内の専門家や民間の調達支援業者、外部委員会を含む技術審査委員会の活用を行った。 ・ソフトウェアの改修を特定の事業者に依頼する際、事業者から改修に係る規格の見積もりを提出させ、蓄積した情報等を参考にしつつ、改修規格に応じた金額となっているか確認した。 ・高度な技術力が求められる情報システムの調達については、事業者の技術力を重視した評価を行った。	A	・省内の専門家の活用(35件中、32件) ・民間の調達支援業者の活用(35件中、4件) ・外部委員会を含む技術審査委員会の活用(35件中、7件) ・2件の情報システムの調達において、総合評価落札方式における「価格点・技術点」の比率を「1:3」とした評価を実施し、契約を行った。 ・改修規格に応じた金額による調達を実施した。	R5年度	・効率的・効果的なシステム開発を行ったため、事業内容に応じた適切な契約方式の検討を行った。 ・省内の専門家の助言や、外部委員会を含む技術審査委員会及び民間の調達支援業者を活用し、情報システムに係る民間ノウハウ・知見を調達に反映させることや、要求仕様が過剰でないか、競争性の高い仕様とならないか等の調達内容の精査を行い、適正な仕様での調達を実施した。	引き続き、本取組を実施。
○	出張旅費・業務の効率化	○当省(地方支分部局除く。)では、旅費関係業務において、旅費システム入札業務及びチケット等手配業務を執行代理店等の民間へ委託している。これを用いるなどして出張旅費・業務の効率化に資する以下の取組を実施する。 i)旅費の支払期間(出張から支払までの所要期間)の短縮 ○旅費システム入札業務のアウトソーシングによる事務の効率化の環境を引き継ぎるとともに、速やかな旅費の請求・支払手続を省内に徹底する旨の取組を実施する。(目標:支給期間3日以内) ii)旅費の実務に対する意識改革 ○チケット等手配業務については、当省ごとに航空券や宿泊施設、出張パック商品等の更なる割引を行う旅行代理店と契約しており、業務及び旅費の効率化を図っている。部局ごとの旅行代理店利用率・パック利用率を省内に周知する「見える化」を実施するなど、旅行代理店の利用を徹底する。	金額的重要性(27億円程度)、旅費の実務の合理化・標準化、職員の旅費業務に対する意識改革を行うことが、旅費業務の改善の上に重要であるため。	B	H24	出張後、30日以内の旅費の支払を実施。	継続的に取り組む	B	H24	・支払期間の短縮を促すため、令和5年度における部局毎(本省及び外局)の平均支払期間を旅費担当者に連絡し、注意喚起を実施。また、支払が滞っている部局に対しては支払遅延リストを送付し個別に督促を実施した。さらに、審査の迅速化に繋がる補助資料を配布しつつ内局にも周知した。 ・改正した「旅費に関する事務の取り扱いに関する事務連絡(平成24年3月)」のポイントを掲載し、支払いまでの所要期間短縮により、旅行代理店の利用方法などを掲載する事で代理店利用を促している。また、部局別の代理店利用率を省内に周知する取り組みを実施した。	A	○令和5年度における出張から支払までの所要期間(本省及び外局)は平均3.8日 (参考)24年度平均:48.8日 25年度平均:49.5日 26年度平均:53.4日 27年度平均:41.7日 28年度平均:35.8日 29年度平均:35.5日 30年度平均:31.1日 令和元年度平均:27.1日 2年度平均:22.5日 3年度平均:26.7日 4年度平均:40.0日 ○令和5年度の旅費代理店の利用率は42.9% (参考)24年度:55.4% 25年度:53.8% 26年度:53.2% 27年度:52.3% 28年度:46.0% 29年度:52.1% 30年度:46.8% 令和元年度:59.5% 2年度:44.0% 3年度:43.9% 4年度:44.3% ※パック商品の設定が無い日帰り出張及び長期出張を除く。	R5年度	・支払期間の短縮を促すため、部局別に平均支払期間を算出し省内周知する「見える化」を図るとともに、特に遅延が目立つ部局には個別に督促するといった工夫を実施。 ・引き続き、民間へのアウトソーシングを活用しつつ、支払までの所要期間の短縮については、各部局に注意喚起等を実施する。	引き続き、本取組を実施。
○	ベンチャーエンタープライズを始めとした新規事業者からの調達拡大	○調達コストや財・サービスの質の改善に与える影響に留意しつつ、ベンチャーエンタープライズを始めとする新規事業者の入札機会の拡大を図る。 ○J-Startup企業については全ての物品の製造・物品の販売(自らが製造した物品の販売に限る)及び役務の提供等の入札への参加を可能とする。 ○一般競争入札においてベンチャーエンタープライズを含む資格等の総合D企業の入札への参加を可能とする。	「未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)」において、ベンチャーエンタープライズ支援強化がうたわれており、経産省としても政府調達における支援の在り方を検討するため。	B	H31	ベンチャーエンタープライズをはじめとする新規事業者の入札機会を拡大する	継続的に取り組む	B	H31	・平成30年10月に、J-Startupに認定されている企業については、より上位の競争参加資格の入札案件にも参加できるように全省庁共通の規程の改正を行った。 ・平成30年10月より、一般競争入札(総合評価方式)で実施する事業については、競争参加資格を原則A～Dにしており、ベンチャーエンタープライズをはじめて新規事業者の入札機会の拡大を図っている。	A	一般競争入札(総合評価方式)で実施する事業については、競争参加資格A～Dの企業による幅広い入札が行われた。	R5年度	・引き続き、本取組を実施。	
○	調達改善に向けた審査・管理の充実	○一者応札の改善に向けて、一者応札となった事業については、セルフチェックリストによる公募前のチェックや採択後のチェックなどを通じて、一者応札の防止に努めるとともに、事後に契約内容の妥当性について、契約等評価監視委員会にて外部有識者に審査いただく。	本取組により一般競争入札の競争性の確保に努める。	A	H29	本取組により一般競争入札の競争性の確保に努める。	継続的に取り組む	A							

その他の取組

調達改善計画		令和5年度年度末自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)		
		定量的	定性的	
随意契約(少額・不落・不調随意契約を除く)を行おうとする場合は、大臣官房会計課による事前の承認審査を行うとともに、競争性のない随意契約を行ってきた事業についても、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行う。	継続	随意契約件数(少額、不落・不調案件除く)850件	本省・地方支分部局・資源エネルギー庁、中小企業庁、特許庁(以下これらすべてを「全部局」という。)が令和5年度に締結したすべての随意契約(少額、不落・不調随意契約を除く。)について、大臣官房会計課が、競争性のある契約方式への移行が可能か、随意契約によることとする理由に妥当性があるかといった観点から、承認審査を実施。	すべての随意契約について、事前に会計課が厳格に審査することによって、適正な随意契約の締結、競争性のある契約形態への移行が促進されている。
一般競争、随意契約、補助金事業について、当省の契約事務等にかかる外部有識者委員会である契約等評価監視委員会や会計内部監査において事後検証を行う。	継続	—	外部有識者による事後検証等を実施することによって、入札及び契約手続における客觀性の向上及び透明性の確保が図られるとともに、内部監査によって合規性の確保等が図られる。	
年間発注予定表を本省ホームページ等に掲載する。平成28年度から公表頻度の増加(年3回程度)を行っており、令和5年度も継続して実施する。	継続	今年度は、令和5年2月、9月、令和6年2月にその時点の情報にアップデートして掲載した。	令和5年度の年間発注予定表を本省HP掲載。これにより、事業者が前もって事業の準備が出来るため、競争に参加しやすくなる他、事業の質の向上も期待できる。	
過去の受託企業の評価等をデータベース化することにより、入札情報について組織内で共有する。	継続	—	省内インターネットに情報を掲載。これにより、入札参加者の拡大へ寄与する他、事業を実施するにふさわしい候補となる事業者を複数選定することに寄与。	
より多くの事業者が競争に参加できるよう、できる限り公告時期の前倒しを図るとともに、第4四半期の事業開始を原則として禁止し、適切な事業期間の確保を徹底する取組を継続する。	継続	—	余裕をもった公告期間を取るよう研修等で周知するとともに、第4四半期の事業執行の原則禁止し、11月以降に実行する事業については大臣官房会計課で審査している。この結果、事業執行課に余裕をもつ事業の執行を行つ意識が生じている。	
インターネット取引について、積極的な取り組みを継続する。	継続	・令和5年度でインターネット取引(クレジットカード決済)を、本省は1件、外局は18件、地方支分局は252件、合計271件実施。	・インターネット取引の活用により、現行の調達に比べ、広く簡便な価格情報の収集や、より安価なものを選定できる可能性がある。	
本省(外局含む。)において、令和5年度も引き続き共同調達を実施する。併せて、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。	継続	—	・本省における他府省間との共同調達については、事務用消耗品(※)、紙類(コピー用紙除く)、OA機器用消耗品、清掃用消耗品、蛍光灯、公用車向けガソリン、トイレットペーパー、災害備蓄用品(※)、クリーニング、宅配便について、外務省、財務省(一部除く)、農林水産省と共同調達を引き続き実施。 (※)経済産業省が幹事省庁	
		①事務用消耗品【当省、外務省、財務省、農水省】 契約単価(平均) 210円 ▲32.20% 【共同調達実施前の20fyと定価変動を考慮した上で比較】	・事務の省力化等が図られた。	
		②災害用備蓄用品【当省、外務省、財務省、農水省】 アルファ化米 契約単価 ▲17% 等 【共同調達実施前の22fyと定価変動を考慮した上で比較】	・事務の省力化等が図られた。	
地方支分部局においては、これまでも共同調達に取り組んできている。(令和4年度上半期51品目、相手官署数(延べ)151官署) 引き続き、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。	継続	・令和5年度も引き続き、すべての地方支分部局において、共同調達を実施。 【地方局における共同調達品目の総数(延べ)】 令和5年度:42品目 【地方局における共同調達相手方官署の総数(延べ)】 令和5年度:143官署	—	
本省、外局にて共通して使用等する物品等について、令和5年度も引き続き一括調達を実施するとともに、実施品目・組織等の拡大を目指す。(現行の実施品目:コピー用紙、ガソリン、宅配業務、会議用茶菓、情報提供サービス、タクシー等)	継続	令和5年度も引き続き、省内の複数組織で使用する物品等(コピー用紙、会議用ペットボトル等)について共同調達を実施。	・事務の省力化等は図られているが、古紙高騰のため価格は上昇した。	
		①コピー用紙【本省・外局】 A4: +718円/箱 等 【共同調達実施前の19fyとの比較】	・事務の省力化等は図られているが、物価高騰のため価格は上昇した。	
		②会議用ペットボトル【本省・外局(特許庁除く)】 ミネラルウォーター: +17円/本 等 【共同調達実施前の20fyとの比較】	・事務の省力化等は図られているが、物価高騰のため価格は上昇した。	
少額の随意契約を行う案件について、電子調達システム(GEPS)において、仕様等を提示し、自由に見積書を受け付ける調達(オープンカウンター方式)を継続し、競争性、公平性の確保を図る。	継続	③一部書籍【本省・外局】 政官要覧の削減額: ▲552円/冊 等 【定価との比較】	・事務の省力化等が図られた。	
		・印刷、物品等について、オープンカウンター方式による調達を令和5年度623件(本省41件、外局262件、地方支分部局等320件)実施。	・実施機関は、本省、エネ庁、中小企業庁、特許庁、地方経済産業局であり、一部の支分部局を除いて実施している。なお、本省においては、平均の仕様書受領者数は約15者/件(令和4年度:16者/件)、平均の見積書提出者数は約5者/件(令和4年度:5者/件)となっており、予決令上で最低限求められている見積書の微取者数(2者以上)を大きく上回って、競争性、公平性の確保が図られている。	
		—	大臣官房会計課により審査を実施した。 事前に会計課が厳格に審査することによって、適正な随意契約の締結、競争性のある契約形態への移行が促進されている。	
契約方法の確定契約と概算契約の適切な使い分けを目的として、確定契約の仕様書を予算執行データベースに保存して各担当原課が契約締結にあたってそれを参考とすることで、本来確定契約で締結るべき契約を確定契約として締結する取組を継続。	継続	令和5年度の確定契約件数は27(本省分)件。	今後過年度の契約を含め仕様書をデータベースに保存する予定。	
会計業務・予算執行担当職員のスキルアップのために、以下の取組により、契約手続、予算執行効率化や調達改善等の取組に関する情報の周知や会計検査院からの指摘事項等の徹底等を実施し、人材の育成に努める。 会計関係研修(補助金・委託費・確定検査等)を引き続き実施する。	継続	—	・省内インターネットに各種規定・マニュアル等を遅滞なくアップした。 ・予算執行に関わる職員のレベルアップのため、6月に委託費・補助金執行研修や会計検査に関する研修(会計検査院からの指摘事項等に関する徹底等)を省内予算執行職員向けに実施した。また、確定検査研修については、確定検査の増える時期を前に今後、調整し実施することで、職員の理解度も深めていく予定。	
予算執行上の重要事項等について特に注意が必要な時期に合わせ全職員向けの事務連絡などを配信する。	継続	—	平成26年度より、予算執行上の注意事項等を全職員向けに配信。具体的には、11月以降実行の必要性、新たな調達ルールなどについて周知した。事務連絡などによる周知や、省内のチャットツール等を活用し、効率的・効果的に職員への周知を実施している。	
これまで実施してきた省内会議及び当省で実施する審議会のペーパーレス化や資料の電子配付、タブレット端末の活用等を継続的に進める。	継続	・令和5年度のコピー使用枚数は▲89.6%(平成23年度比)となっている。	・当省で実施している審議会については、原則ペーパーレスで実施。	

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【梶川 融・経済産業省契約等評価監視委員会 委員長】 意見聴取日【令和6年6月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○一者応札改善のための取組について 自己チェック等による一者応札改善の取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○一者応札改善の取組みについては、継続的に努力はされている。新規の案件についても応札者の入札可能性について事前に検討を一層進めるなどして、複数者応札が行われる環境整備を工夫し続けてほしい。	○新規事業の一者応札回避策について検討を行い、更なる改善に繋がるよう努めてまいりたい。
○調達に関する公平性・透明性確保のための取組について 一定規模以上の事業の調達については、経済産業省契約等評価監視委員会を開催し、ルールの見直しを行っているところ、本取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○契約等評価監視委員会で検討されたルールの見直しが遵守され、公平性・透明性確保の取り組みは順調に進んでいると考えられる。	○一定規模以上の事業の調達については、取組を継続していくとともに、必要に応じて見直しを図り、公平性・透明性の確保に努めてまいりたい。
○その他当省の調達改善計画に掲げられた各種取組が十分かつ適切に講じられているか、自己評価は適切に行われているか等について、ご意見をお聞かせ願います。	○全体として各種の取組は十分に講じられ、自己評価も適切に行われていると思う。	